

最高裁判所の違憲判決と民法改正に伴い以下のように変更致します。

・民法Ⅱ P 220

(5) 再婚禁止期間

かつて、女性は前婚の解消（離婚・死別）又は取消しの日から**6か月**を経過した後でなければ、再婚をすることができないとされていました（旧733条1項）。

この規定について最高裁判所は、「嫡出推定の重複を回避するための規定であり合憲である」としていましたが、判例を変更して「**再婚禁止期間6か月のうち、100日の再婚禁止期間を設ける部分は憲法に違反しないが、100日を越えて再婚禁止期間を設ける部分については民法722条の父の推定（嫡出推定）の重複を回避するために必要な期間ということはず、憲法14条（平等権）、憲法24条（両性の平等）に違反して違憲である**」としました（最大判平27年12月16日）。

この違憲判決を受けて、平成28年6月の民法改正により、**女性の再婚禁止期間は100日に短縮されています**（733条1項）。

・民法Ⅱ P 223 4. 取消権の消滅

(2) 再婚禁止規定に違反した婚姻の取消権の消滅

再婚禁止規定に違反した婚姻も、前婚解消もしくは取消しの日から100日を経過した場合や、女が再婚後に出産したときは取消しができなくなります（746条）。